

宿泊費の一部助成を利用して 新緑の新潟県湯沢町へ！

問合せ：教育文化振興課 社会教育担当 ☎ 991-1873

町では、災害援助協定を締結している新潟県湯沢町との交流を深めることを目的に、湯沢町内の指定宿泊施設に宿泊した方に対して、宿泊費の一部を助成しています。

新緑の季節、登山やトレッキングなどを湯沢町で楽しみませんか？

■**対象**/指定宿泊施設に宿泊料金を支払って宿泊した方で、町内に居住し、住民登録している方

■**助成額**/大人(中学生以上) 2,000円 子ども(小学生以下)1,000円
※1人1年度1回まで

■**申請方法**/申請書に必要事項を記入し、指定宿泊施設で宿泊の証明印を受け、宿泊終了日の翌日から2か月以内に、教育文化振興課へ提出してください。

申請の様式及び指定宿泊施設の一覧表などについては、教育文化振興課窓口及び町内公共施設に設置しています。また、町ホームページからも確認及びダウンロードすることができます。

※本人及び同一世帯に属する方が町民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税を滞納している場合は、対象から除外されます。



▲湿生園



軽自動車税の納入及び障がい者を有する方の軽自動車税の減免について

問合せ：税務課 町民税担当 ☎ 991-1833

■平成28年度軽自動車税納税通知書について

軽自動車税の納期限は、5月31日(火)です。納期限内であれば、金融機関のほか、お近くのコンビニエンスストアでも納めることができますので、期限までにご納付をお願いします。

※軽自動車税の税率が改定されました。詳細は軽自動車税納税通知書又は町ホームページにてご確認ください。

■障がい者を有する方の軽自動車税の減免について

障がい者のために使用される軽自動車について、次の内容に該当する場合、申請をして軽自動車税の減免を受けることができます。減免申請は、毎年度必要となりますのでご注意ください。

▶減免を受けることができる障がいの程度

1. 身体障害者手帳をお持ちの方(右表参照)
2. 療育手帳をお持ちの方
①A、A
3. 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
1級(自立支援医療費受給者証等により、通院の事実が確認できる方のみ)
4. 戦傷病者手帳をお持ちの方
恩給法に定める障がいの程度で、減免の範囲が定められています。

▶減免の対象となる車両

(障がい者を有する方1人につき1台のみ対象となります。)

- ・障がい者を有する方本人(納税義務者)の所有する車両
- ・障がい者を有する方と生計を同一にする方(納税義務者)の所有する車両

▶申請に必要な書類

- ①お持ちの手帳(身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳) ②運転する方の運転免許証 ③車検証 ④納税義務者の個人番号カード又は個人番号通知カード ⑤納税通知書

▶提出期限

平成28年5月24日(火)

※提出期限を過ぎると申請を受付できませんのでご注意ください。
※郵送で申請する場合は事前に税務課町民税担当にご連絡ください。

障がいの区分	障がいの程度(級別)	
視覚	1級～3級、4級の1	
聴覚	2級、3級	
平衡機能	3級	
音声又は言語機能	3級(こう頭が摘出された場合のみ)	
上肢	1級、2級	
下肢	1級～6級	
体幹	1級～3級、5級	
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能	上肢	1級、2級
	移動	1級～6級
心臓機能	1級、3級	
じん臓機能		
呼吸器機能		
ぼうこう又は直腸機能		
小腸機能	1級～3級	
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能		
肝臓機能		